



品川区ホームページ



掲載記事は9月17日時点の情報です。

## ふるさと納税 その裏側も 知っていますか?

ふるさと納税による品川区の住民税の減収額は年々増加しており、7年度は約59.6億円が他の自治体へ流出しました。この額は、区の事業に例えると、区立小学校の新校舎建設にかかる費用の約1校分に相当する金額です。この状況が続けば、将来的に行政サービスへの影響が懸念されます。そのため区は、特別区長会を通じて「ふるさと納税制度」の廃止を含めた抜本的な見直しを国に対し強く求めています。

一方で、区では住民税の流出に歯止めをかけるため、ふるさと納税として区民の皆さんにも応援していただける「クラウドファンディング」などの取り組みを進めています。また、財源確保とともに区の魅力発信の一環として、区外の方に「応援したい」「訪れたい」と思っていただけるよう、区内の地域資源を有効活用した体験型・商品型返礼品の拡充に取り組んでいます。

今号では、ふるさと納税による区の現状とふるさと納税制度を活用した区の取り組みをご紹介します。

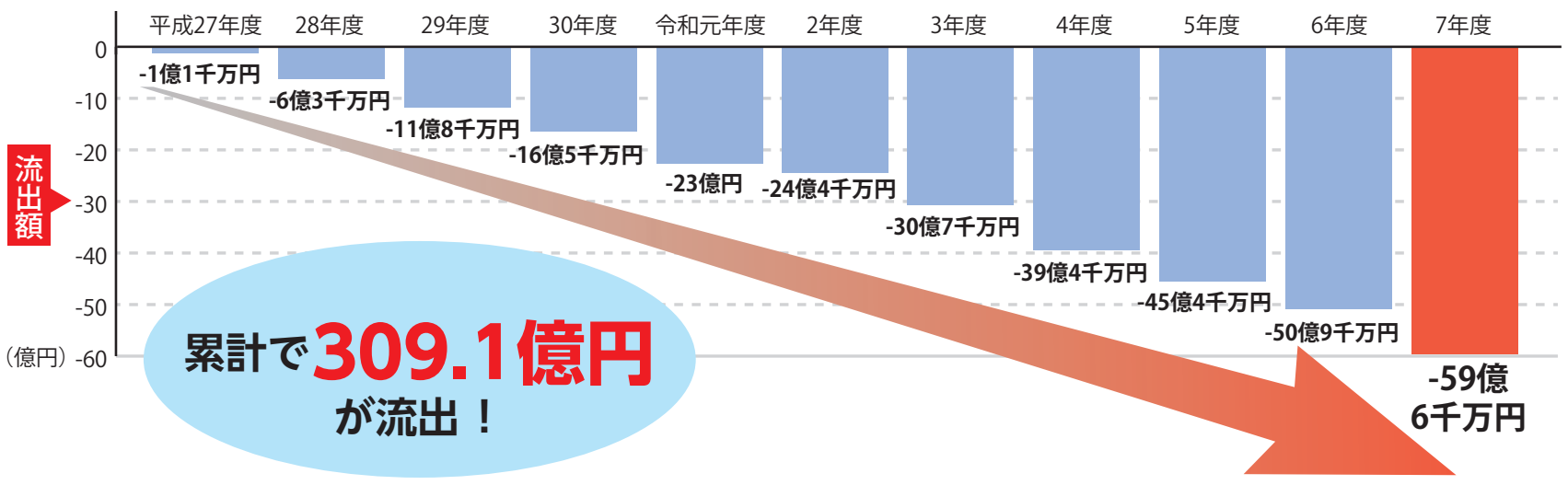
問い合わせ 税務課ふるさと納税担当

(☎5742-3857 Fax5742-7108)



区ホームページの  
問い合わせフォームはこちらから

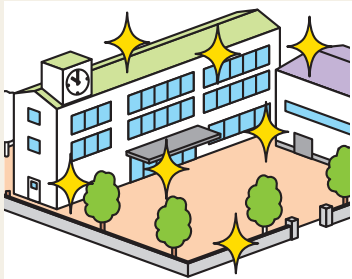
### 令和7年度 59.6億円が他自治体へ流出



### 流出した59.6億円を 行政サービスにと考えると

例1 区立小学校の  
新校舎建設に  
かかる費用

約1校分 (59億2千万円)



例3 道路・公園の  
維持・補修に  
かかる費用

約2年分 (65億1千万円)



例2 特別養護  
老人ホームの  
整備にかかる費用

約1カ所分 (64億7千万円)



例4 ごみの収集・運搬  
にかかる費用

約1年分 (56億5千万円)



※資源回収などのリサイクルにかかる経費を除く。

# 区民の皆さんも品川区に「ふるさと納税」をすることができます

区民の皆さんも、ふるさと納税を通じて、区の取り組みを応援していただくことができます。

問い合わせ 税務課ふるさと納税担当  
(☎5742-3857 Fax5742-7108)

## クラウドファンディング

●各事業への寄附について詳しくは、「品川区ふるさと納税特設サイト」をご覧ください。



### 子どもの食の支援事業

目標額 1,000万円



特設サイトはこちらから

#### しあわせ食卓事業

ひとり親医療証を持つひとり親家庭や18歳未満の子どもを3人以上養育している住民税非課税世帯を対象に、食品の配送支援を行っています。

※現在、配送希望の申請は受け付けていません。申請時期が決まりましたら、区ホームページなどでお知らせします。



#### 子ども食堂の継続支援

子どもが一人でも安心して入ることができる「子ども食堂」の安定した運営とフードパントリー活動を支援しています。

☎子育て応援課家庭支援係  
(☎5742-6385 Fax5742-6387)

### 困難を抱える子ども・若者への支援事業

目標額 500万円



特設サイトはこちらから

不登校やひきこもりなど、さまざまな「生きづらさ」を抱える子ども・若者を対象に、居場所の支援や社会体験機会の提供(プログラミング講座・農作業・軽作業・調理・オンライン配信)などを行っています。

「学校や社会とつながるきっかけがない」「家庭でご飯が食べられない」などの声が多くありますが、これらの支援を行うことで「生きづらさ」の解消をめざします。



☎子ども育成課子ども施策・計画担当  
(☎5742-6692 Fax5742-6351)

### 学習と食の支援事業

目標額 500万円



特設サイトはこちらから

日曜日の午前10時30分～午後1時に、区内3カ所の児童センター(東大井・大井倉田・後地)で、年間35回ほど事業を実施しています。

社会情勢の変化により生じる世帯ごとの学習格差や体験格差を支援するため、学習支援員による子どもたちへの勉強のサポートと昼食の提供を行っています。みんながご飯を食べることができ、安心して過ごせる居場所の確保をめざしています。



☎子ども育成課児童センター管理運営係  
(☎5742-7823 Fax5742-6351)

## しながわ団体応援寄附

●各学校法人について詳しくは、「品川区ふるさと納税特設サイト」をご覧ください。



しながわ団体応援寄附とは、応援したい区内の学校法人を選んで寄附ができる「ふるさと納税制度」を活用した仕組みです。

寄附金は指定された学校法人へ補助金として交付され、学校法人の教育研究活動の充実とともに、地域の発展・活性化をめざす取り組みに使われます。

#### 対象の学校法人(運営する学校)

青葉学園 東京医療保健大学	小野学園 品川翔英中学校高等学校、 品川翔英小学校、 品川翔英幼稚園	香蘭女学校 香蘭女学校高等科、 香蘭女学校中等科	品川女子学院 品川女子学院高等部、 品川女子学院中等部	昭和医科大学 昭和医科大学、 昭和医科大学 附属看護専門学校

### しながわ団体応援寄附の仕組み

品川区在住の方も寄附できます。



4～12月 寄附受付期間 翌年1～3月 寄附額の一部交付

翌年4月以降、団体が補助金を活用し公益活動を実施  
事業終了後、区へ実績報告

杉野学園 杉野服飾大学、 ドレスメーカー学院	清泉女学院 清泉女子大学	藤華学院 品川エトワール 女子高等学校、 エトワール幼稚園	中延学園 朋優学院高等学校	文教大学学園 文教大学付属中学校・ 付属高等学校、 文教大学付属幼稚園	星葉科大学 星葉科大学	三浦学園 品川学藝高等学校、 品川学藝幼稚園	明晴学園 特別支援(ろう学校) 明晴学園	八潮会 八潮幼稚園	立正大学学園 立正大学

改めて考える

# ふるさと納税

ふるさと納税というと、自治体から返礼品をもらえるイメージが強いと思います。ここでは、「ふるさと納税制度」の概要についてお伝えします。

## Q1 「ふるさと納税」とはどのような制度なの？

**A** 自分の生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域やこれから応援したい地域の力になりたいという思いを実現し、「ふるさと」へ貢献するための制度です。

実際には、都道府県と区市町村への「寄附」を指します。一般的に自治体に寄附をした場合には、確定申告を行うことで、寄附額の一部が所得税と住民税から控除されます。

## Q2 「ふるさと納税」の税額控除の仕組みとは？

**A** 自分の選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則全額が控除されます(一定の上限あり)。

例えば、年収700万円の給与所得者で扶養家族が配偶者のみの場合、30,000円のふるさと納税を行うと、2,000円を超える部分である28,000円(30,000円-2,000円)が所得税と住民税から控除されます。

## Q3 東京都内の自治体は財源に余裕があるから、地方に流出しても問題ないのでは？

**A** 多くの自治体では、「地方交付税」という仕組みによって、ふるさと納税による流出額の75%が国から補填されています。しかし、品川区をはじめとする東京23区は「地方交付税」の不交付団体となっているため、流出した住民税に対する国からの補填が一切ありません。そのため、流出額は純粋に税収の減額となり、将来的に行政サービスの低下を招く恐れがあります。

## Q4 流出が拡大する一方で、区では何か対策をしているの？

**A** 区は、特別区長会\*を通じて「ふるさと納税制度」の抜本的な見直しを国に求めるとともに、財源確保の観点から、区内企業と連携し、体験型・商品型返礼品の拡充に取り組んでいます。

\*特別区長会とは、東京23区長で構成する任意団体です。特別区に共通する課題についての連絡調整および調査研究、特別区の自治の発展を図るために必要な施策の立案および推進などの活動を行っています。

## Q5 品川区民が品川区にふるさと納税するのは、区に普通に納税するのが違うの？

**A** 「クラウドファンディング」では、区の応援したい事業を選ぶことができます。また、寄附額のうち2,000円を超える部分は、翌年度の住民税等の控除対象となります(一定の上限あり)。

なお、ふるさと納税の制度上、品川区民の方には返礼品の送付はできません。

## Q6 品川区に寄附するには、どこから手続きできるの？

**A** 「クラウドファンディング」と「しながわ団体応援寄附」の申し込みは、インターネットや電話で受け付けています。4ページに「品川区ふるさと納税特設サイト」のご案内のほか、問い合わせ窓口を掲載しています。

# 区民の皆さんからの寄附金を活用し、さまざまな施策に取り組んでいます

区では、区政全般の事業のための寄附も受け付けています。いただいた寄附は特定の取り組みに限定せず、区政運営に活用させていただきます。皆さんからのあたたかいご支援をお待ちしています。

～ウェルビーイング予算～ 4つの政策領域ごとに寄附金を活用した取り組みを紹介します。

### 安全・安心を守る

#### 23区初 トイレトラックの導入

区では、被災時に深刻化するトイレ問題を解決するため、断水時に水洗トイレとして使用できる自走可能な「みんな元気になるトイレ」(トイレトラック)を6年度に23区で初めて導入しました。

有事の際にはトイレトラックを迅速に活用するほか、「災害派遣トイレネットワーク」に参加することで、いざという時には全国の参加自治体が駆けつけ、支援し合う体制を確保します。



### 社会全体で子どもと子育てを支える

#### 都内初 所得制限のない給付型大学奨学金の実施

学費が高額な医療系および理工農系の大学では、保護者に一定の所得があっても進学を断念せざるを得ないケースがあります。区では、都内初となる、所得制限のない給付型大学奨学金の取り組みを今年度から開始しました。

本奨学金は、家庭の経済状況にかかわらず、意欲ある学生を支援することで、自ら希望する進路を選択できる環境を整備し、将来の人材育成を後押しすることを目的に、若者が学びへの意欲を存分に発揮できる社会をめざしていきます。  
※今年度の奨学金の申し込みは終了しました。



### 生きづらさをなくし住み続けられるやさしい社会をつくる

#### 孤独・孤立対策 無料オンラインカウンセリングの導入

望まない孤独・孤立は心身の健康へ深刻な影響を及ぼします。区が実施した調査によると、区全体では約35%、若年層では約50%の方が孤独を感じていると回答しました。

区では、孤独・孤立対策として、悩みが深刻になる前に、一人で抱え込まず気軽に専門家に相談できるよう、今年度から精神科医が運営する専門的なカウンセリングがオンラインで受けられるサービス「マイシエルパ」を導入しました。



### 未来に希望の持てるサステナブルな社会をつくる

#### 地域振興基金を活用した区民活動助成制度

魅力ある豊かな地域社会の実現をめざし、地域課題や社会的課題を解決するために活動しているNPO法人やボランティア団体が行う事業を対象に、活動資金を助成しています。

地域活動がより一層発展するよう、皆さんからお預かりした寄附を「地域振興基金」に積み立て、区民活動助成金の原資としています。

今年度は6事業が採択され、それぞれの団体が持つ専門性や強みを生かした活動の資金に活用されています。



あたたかいご支援  
ありがとうございます  
ございました

6年度、品川区はふるさと納税\*により、皆様から約26億円のご寄附をいただきました。  
たくさんのご支援をいただき、ありがとうございました。

\*遺贈・個人からの寄附を含みます。

# ふるさと納税による減収の仕組みと制度の問題点について

ふるさと納税制度は、「生まれ故郷や応援したい地域などの力になれること」を意義として、全国の地域に活力を生むことを目的に創設された制度です。

しかし、現在の制度は、返礼品をもらうことが主な目的となっているほか、自治体間における寄附の受け入れ額の格差も顕著で、地方全体にとって有益な制度となっていないことから、制度本来の意義や目的から大きくかけ離れた状況となっています。

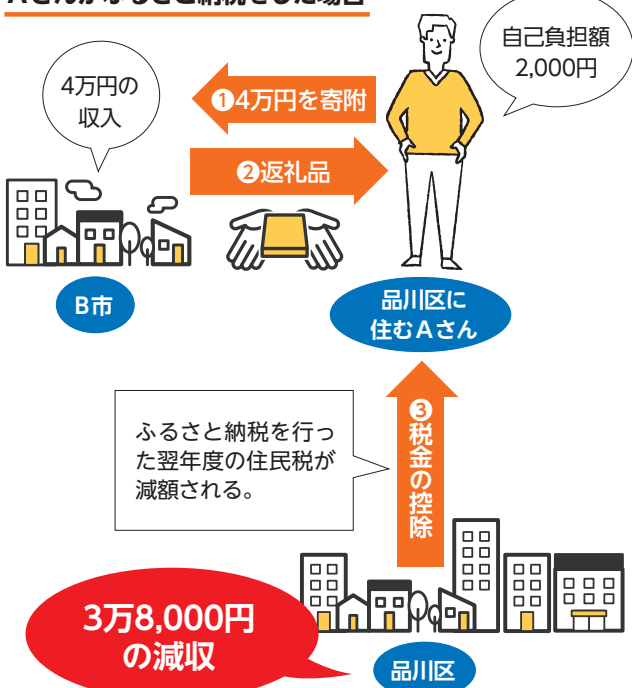
そこで、ふるさと納税による減収の仕組みと制度の問題点を紹介します。

## ふるさと納税による減収の仕組み

ふるさと納税を行った場合、寄附した金額のうち、自己負担額の2,000円を除いた額が国税である「所得税」と地方税である「住民税」から控除されます。

品川区民の方が他自治体にふるさと納税をすると、翌年度の住民税が減額されるため、品川区の税収が減ってしまいます。

### Aさんがふるさと納税をした場合



※「ワンストップ特例制度」を利用してふるさと納税をした場合。

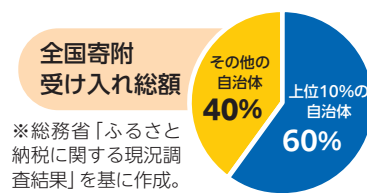
## ふるさと納税制度の問題点

### 行政サービスの低下

区が本来得られるはずだった財源が減少してしまうため、区民の皆さんが利用する住民サービスが低下する恐れがあります。

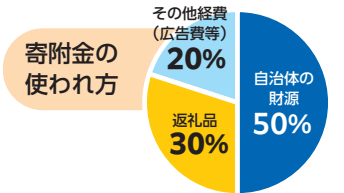
### 恩恵を受けている自治体はごく一部

全国1,741自治体のうち、寄附受け入れ額上位10%の自治体が、全国の寄附受け入れ総額の約60%を占めているため、ふるさと納税制度の恩恵を受けている自治体はごく一部しかありません。



### 寄附額の50%しか使用できない

寄附金の約50%は、返礼品や広告費などの寄附を集めるための経費として使われている現状があり、寄附金の全額を住民サービス向上のために活用することはできません。



### 「ワンストップ特例制度」は住民税から優先して控除される

ワンストップ特例制度\*を利用することで、国税である「所得税」から本来控除されるべき額が、地方税である「住民税」から控除されてしまい、住民税のさらなる流出を招いています。

\*「ワンストップ特例制度」とは、会社員などの確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除が受けられる仕組みのことです。

	ふるさと納税寄附額 50,000円		
確定申告	自己負担 2,000円	住民税からの控除 (地方の減収)	所得税からの控除 (国の減収)
ワンストップ特例申請	自己負担 2,000円	住民税からの控除 (地方の減収)	
		控除対象額 48,000円	



区は、特別区長会を通じて「ふるさと納税制度」の廃止を含めた抜本的な見直しを国に対し強く求めています。詳しくは区ホームページをご覧ください。



## 多様化するニーズに合わせた返礼品の充実

区では、財源確保の観点から、区内企業などと連携し、区の魅力ある地域資源を活用した体験型・商品型の返礼品を用意しています。

※ふるさと納税の制度上、品川区民の方には返礼品の送付はできません。

### 体験型の返礼品

区内で提供されるサービス(区内での観光・食事・宿泊)や特別な体験が返礼品として受けられます。ふるさと納税により、品川区を訪れるきっかけを創出し、区の伝統や文化の振興、地域経済の活性化をめざします。



しながわ水族館  
「魚類飼育スタッフ体験」

### 商品型の返礼品

区内で人気のある逸品「しながわみやげ」から選定されたお菓子など、品川区にゆかりのある商品を返礼品としてお届けし、区外在住の方にも区の魅力を広くお伝えします。



品川菓匠 孝庵「しながわ満月」  
※しながわみやげ認定品。

## ふるさと納税の返礼品協力事業者を募集しています！

～一緒に品川区を盛り上げましょう～

区の魅力をPRできる商品・サービスを提供していただける事業者や、現地決済型クーポン\*「ふるさと応援納税@」「しながわe街ギフト」「ふるさとeチケット」の利用加盟事業者を募集しています。

詳しくはお問い合わせください。

\*宿泊や飲食店などの現地支払いに使用できる電子クーポン型の返礼品

- 返礼品協力事業者になるメリット
- 商品やサービスを全国にPRすることができます
- 販路開拓・拡大につながります
- 返礼品の送料やふるさと納税サイトへの掲載手数料は無料です

## 品川区ふるさと納税特設サイトを開設しました

区は、寄附の促進や返礼品の認知度向上、品川の魅力を広く発信することを目的に、区のふるさと納税の情報をまとめて閲覧できるサイト「品川区ふるさと納税特設サイト」を開設しました。

本サイトを活用し、ぜひ品川区を応援してください。

HP furusato-shinagawa.jp

パソコン・タブレット画面



スマートフォン画面



### 品川区のふるさと納税に関する問い合わせ窓口

ふるさと納税制度に関すること

●税務課ふるさと納税担当

電話番号 5742-3857 FAX番号 5742-7108

ふるさと納税の返礼品に関すること

●品川区ふるさと納税サポート室

電話番号 050-5538-7989 FAX番号 050-3730-3285